

株式交換前に株式交換完全子会社が自己株式を保有している場合の会計・税務処理
〔Profession Journal No.13(2013年4月4日)に掲載〕

公認会計士・税理士 有田 賢臣

【問】

当社（P社）は、発行済株式の70%を所有する子会社（S社）を適格株式交換により完全子会社とする予定です。S社が自己株式を保有していることから、当社とS社との間で株式の持合いが生ずることになりますが、気を付けるべき点をご教授下さい。

【回答（要旨）】

S社において、事前に自己株式を消却するのが一般的な対応となっていると思われます。

S社の自己株式にP社株式が割り当てられた場合、子会社は親会社株式を継続して保有することができないため、売却等により処分する必要がありますが、株式交換によりS社が保有するP社株式の税務上の帳簿価額は0となるため、売却等により、多額の譲渡利益額が発生することがあります。

多額の譲渡利益額が発生すると想定される場合には、P社株式をP社へ適格現物分配するなどの対応が考えられます。

1 会社法上の取扱い

P社がS社を吸収する合併では、S社が保有する自己株式に対して合併対価を割り当てることはできません（会社法749①三括弧書）。

一方、P社がS社を完全子会社とする株式交換では、S社が保有する自己株式にも対価の割当てが行われます（会社法768①三）。

子会社は親会社株式を取得してはならないとされていますが（会社法135①）、株式交換により自己株式と引換えに親会社株式の割当てを受ける場合には、例外的に親会社株式の取得が認められています（会社法135②五、会社法施行規則23二）。ただし、子会社は、相当の時期にその有する親会社株式を処分しなければなりません（会社法135③）。

子会社において、株式交換の効力発生前に自己株式を消却すれば、株式交換により子会社が親会社株式を取得することはありません。自己株式を消却するには、取締役会にて、消却する自己株式の数を決議する必要があります（会社法178）。

ただし、株式交換に反対するS社株主が、株式買取請求権（会社法785①）を行使する場合には、注意が必要です。反対株主が株式買取請求権を行使すると、株式交換の効力が生ずる直前にS社は反対株主から自己株式を取得することになります。反対株主による株式買取請求権の行使は、株式交換期日の前日まで認められていることから、株式交換期日よ

りも前に、消却する自己株式の数を特定し、取締役会決議を行うことができるのかという実務上の問題が生ずるためです（詳しくは、商事法務No. 1812「株式交換における反対株主の株式買取請求と子会社への親会社株式割当て」を参照して下さい。）。

2 会計上及び税務上の取扱い

【設例】

S社の発行済株式総数は10株（P社が7株、S社が1株、外部株主が2株を保有）である。

P社は株式交換により、S社の株主に対しP社株式（時価 @80）を交付する。株式交換比率は、1：1とする。

S社の貸借対照表

資産	1,000	負債	600
		資本金	200
		利益剰余金	300
		自己株式	▲100
	1,000		1,000

〈会計上の仕訳〉

現行の「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（以下「企業結合適用指針」といいます。）に基づく会計処理は、以下のようになります。

① 親会社（P社）

(借)	S社株式	240	(貸)	資本金	240
-----	------	-----	-----	-----	-----

※ S社株式の取得原価＝P社株式時価@80×3株＝240

※ 平成25年1月11日に公表された「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（案）」に基づくS社株式の取得原価は120（S社の株主資本簿価400×持分比率30%）です。ただし、この公開草案に対しては、現行どおりの取扱いにすべきとのコメントが寄せられており、企業会計基準委員会では、現行の取扱いどおりとする方向で検討を進めているとのことです（詳しくは、T&A master No. 506「非支配株主からの子会社株式追加取得は時価に」を参照して下さい。）。

親会社が追加取得する子会社株式の取得原価は、取得の対価（少数株主に交付した株式交換完全親会社株式の時価）を基礎として算定します（企業結合適用指針236項）。

親会社の株主資本は、株主資本等変動額（＝少数株主に交付した株式交換完全親会社株式の時価を基礎として算定した額）だけ増加します。その増加額は、資本金又は資本準備金に計上されます。債権者保護手続を行えば、その他資本剰余金への計上も可能となります（会社計算規則39）。

② 子会社（S社）

(借)	P社株式	80	(貸)	自己株式	100
	その他資本剰余金	20			

※ P社株式の取得原価＝P社株式時価@80×1株＝80

※ 平成25年1月11日に公表された「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（案）」に基づくP社株式の取得原価は40（S社の株主資本簿価400×持分比率10%）です。

自己株式と引換えに受け入れた親会社株式の取得原価は、親会社が付した子会社株式の取得原価を基礎として算定します。また、親会社株式の取得原価と自己株式の帳簿価額との差額は、自己株式処分差額としてその他資本剰余金に計上します（企業結合適用指針238-3項）。

〈申告調整仕訳〉

① 親会社（P社）

(借)	資本金等の額	200	(貸)	S社株式	200
-----	--------	-----	-----	------	-----

※ 税務上のS社株式の取得価額は40（S社の自己株式簿価0と外部株主のS社株式簿価40の合計額）ですが、会計処理によりS社株式の帳簿価額が240増加しているため、200減額します。

※ 資本金等の額は、株式交換により移転を受けた子会社株式の取得価額40だけ増加しますが、会計処理により資本金が240増加しているため、200減額します。

適格株式交換により、親会社が追加取得する子会社株式の取得価額は、子会社の株主数が50人未満である場合には、子会社株主における子会社株式の税務上の帳簿価額を基礎

として算定します（法令119①九イ）。この場合、S社が保有するS社株式（自己株式）の税務上の帳簿価額は0であることに注意が必要です。

親会社の資本金等の額は、株式交換により移転を受けた子会社株式の取得価額だけ増加します（法令8①十）。

② 子会社（S社）

(借)	資本金等の額	80	(貸)	P社株式	80
-----	--------	----	-----	------	----

※ 税務上のP社株式の取得価額は0（=S社の自己株式簿価）ですが、会計処理によりP社株式の帳簿価額が80増加しているため、80減額します。

※ 資本金等は増減しませんが、会計処理により自己株式が100増加し、その他資本剰余金が20減少しているため、80減額します。

自己株式と引換えに受け入れた親会社株式の取得価額は、当該自己株式の税務上の帳簿価額を基礎として算定します（法令119①八）。自己株式の税務上の帳簿価額は0であることから、親会社株式の取得価額は0となります。

子会社は、自己が保有する子会社株式（自己株式）と交換に親会社株式を受け入れたに過ぎないため、資本金等は増減しません（法令8①一へ）。

3 親会社株式の処分

S社がP社株式を外部に90で売却した場合、会計上は売却益が50計上されるのに対し、税務上は売却益が90計上され、思わぬ課税が生じてしまいます。P社株式の会計上の帳簿価額は40であるのに対し、税務上の帳簿価額は0であることによります。

そこで、売却に代えて、P社株式を現物配当することが考えられます。100%子会社であるS社が親会社P社に対して行う現物配当は、P社・S社が内国法人である限り、適格現物分配に該当します（法法2十二の十五）。

適格現物分配の場合、S社ではP社株式を簿価で譲渡したものとして取り扱われることにより譲渡益が認識されず（法法62の5③）、配当に係る源泉徴収も不要とされています（所法24①）。

一方、P社ではP社株式の配当直前の帳簿価額で自己株式を取得したものとされ（法令8①十八ロ・123の6①）、P社株式を受け入れたことにより生ずる収益は、益金不算入となります（法法62の5④）。